

3 地盤

3.1 変状

計画地及びその周辺の地盤の状況を把握し、工事中の掘削工事等に伴う地盤の変位等について予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

工事中の掘削工事等に伴う地盤の変位等について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次に示す項目について調査を行った。

- (ア) 地盤の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法等

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地及びその周辺とした。

(イ) 調査期間・調査時期

a 土地利用の状況

現地踏査時期は、令和5年7月6日（木）とした。

(ウ) 調査方法

a 地盤の状況

地形図、地質図、地質柱状図等の既存資料による調査により把握した。

b 土地利用の状況

土地利用現況図、川崎市都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

c 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」（平成 19 年 1 月 （公財）鉄道総合技術研究所）
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 地盤の状況

計画地及びその周辺の地形の状況は図 9.3.1-1 に示すとおりである。計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっている。

地質の状況については、「第 7 章 1 (2) 地象の状況」(100 ページ参照) に示したとおりである。計画地内の地表には表土及び粘土層がみられる。柳町敷地側では、表層の下にシルトや貝殻まじりシルト、砂などがみられる。堤根敷地側では、表層の下に腐食土まじり粘土などがみられる。

また、平成 29 年度に計画地内で実施したボーリング調査地点は図 9.3.1-2 に、想定地質断面図は図 9.3.1-3(1)～(3)に示すとおりである。GL-38m (TP-35.58m 付近) から相模層群 (砂質土 : Sas、砂礫 : Sag) が堆積している。その N 値は砂質土で N=24～60、砂礫で N=37～60 が確認されており、基盤土層となっている。

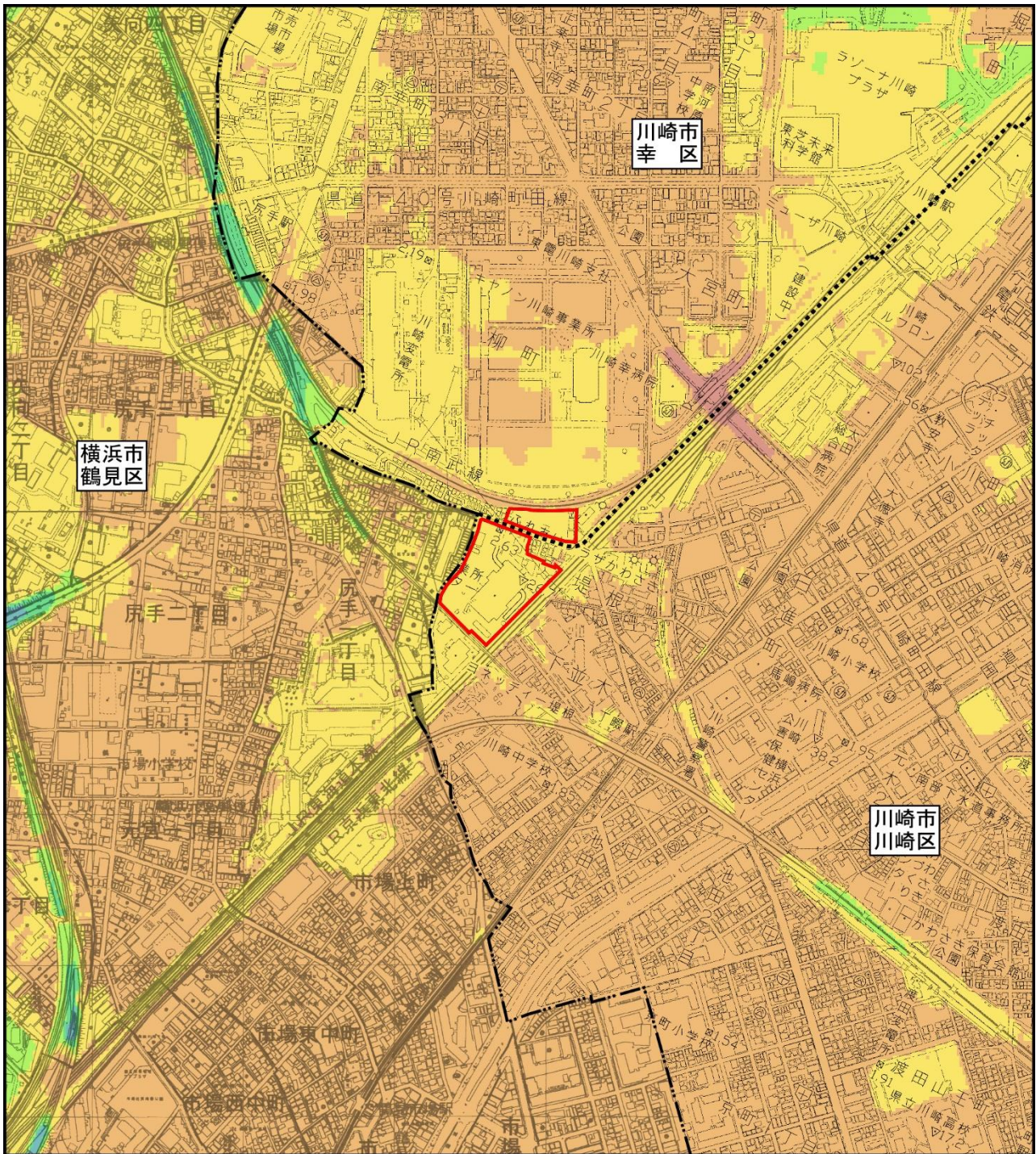
ボーリング調査結果の詳細は、資料編 (資料 4-1、資-49 ページ参照) に示す。

(イ) 土地利用の状況










計画地及びその周辺の土地利用の状況は、「第 7 章 1 (6) 土地利用状況」(111 ページ参照) に示したとおりである。

計画地には既存の堤根処理センターが存在しており、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるほか、鉄道や余熱利用市民施設が存在している。

また、計画地周辺の土地利用をみると、住宅用地、集合住宅用地のほか、業務施設用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされている。



凡 例

- | | |
|---|---|
|  計画地 |  - 0m |
|  市境 |  0 - 2m |
|  区境 |  2 - 4m |
| |  4 - 6m |
| |  6 - 8m |
| |  8 - 10m |

注) 東京湾平均海面 (T.P) を基準 (0m) としている。
 出典: 「基盤地図情報数値標高モデル」(国土地理院ホームページ)
 この地図は、「川崎市 1:10,000 地形図(川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図(鶴見区図)」(横浜市) を使用したものである。

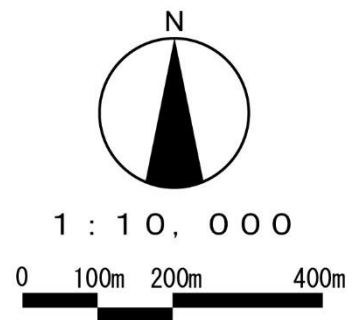
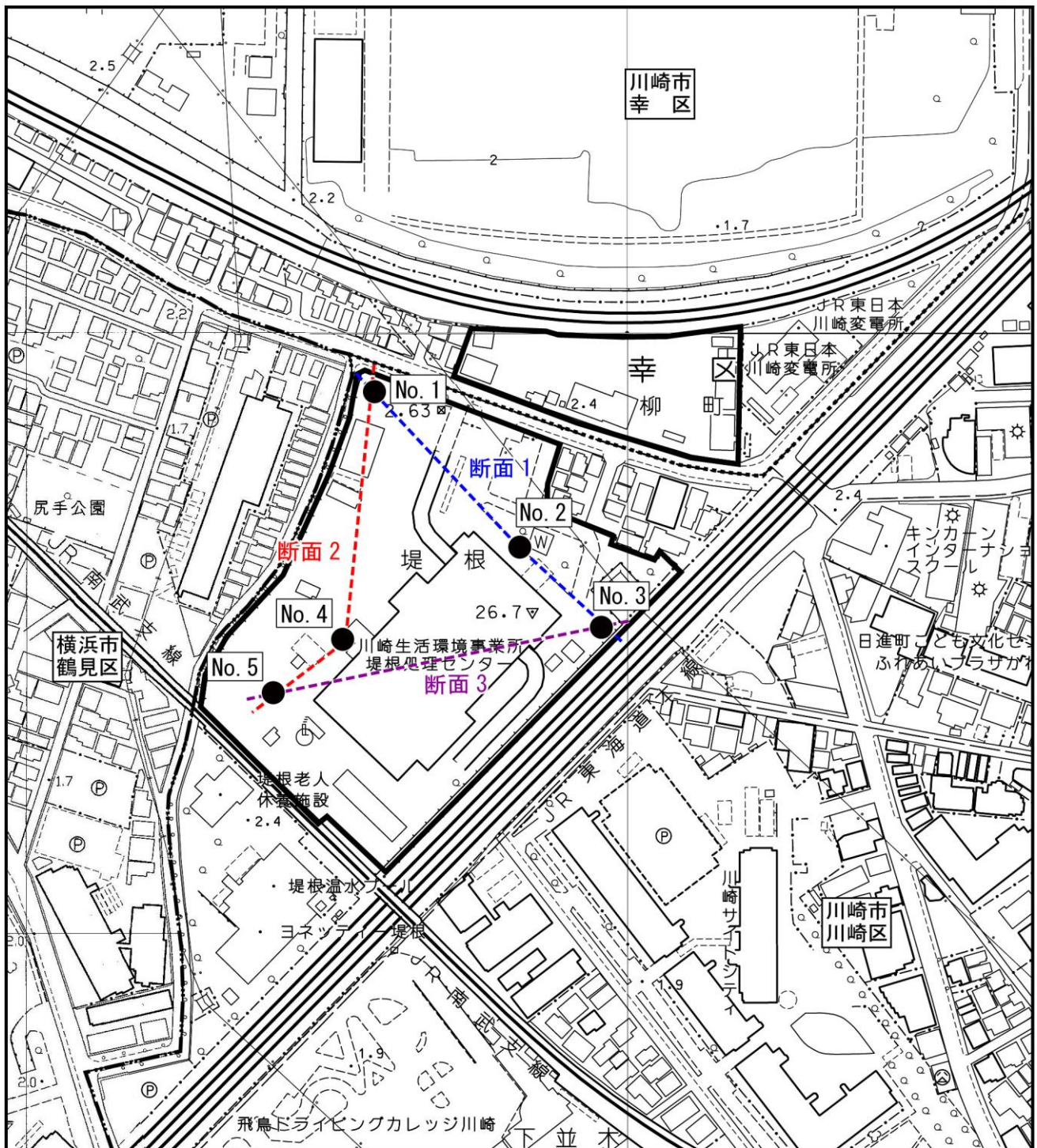


図9.3.1-1 地形の状況図



凡 例

- 計画地
- · — 市境
- 区境
- 調査地点

出典：「ガイドマップかわさき」（川崎市ホームページ）

この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。



1 : 2, 5 0 0



図9.3.1-2 ボーリング調査地点図

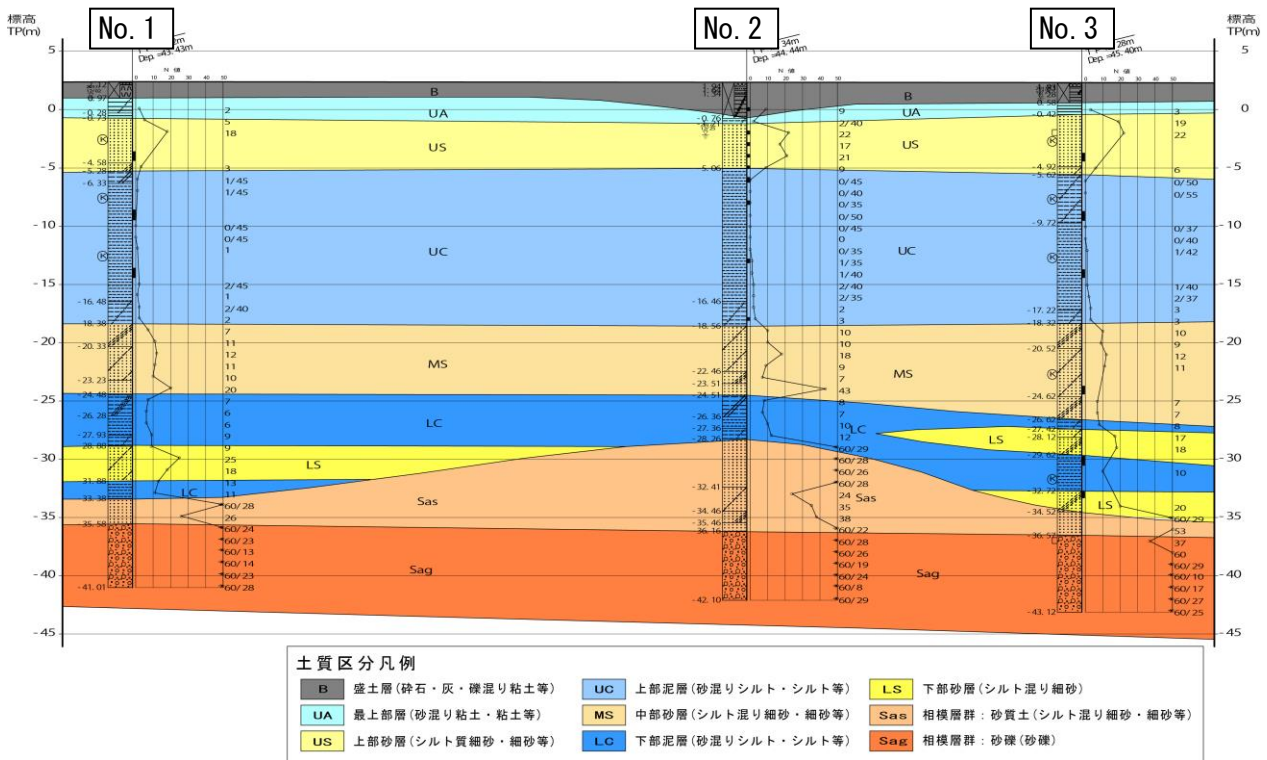


図 9.3.1-3(1) 想定地質断面図 (断面 1)

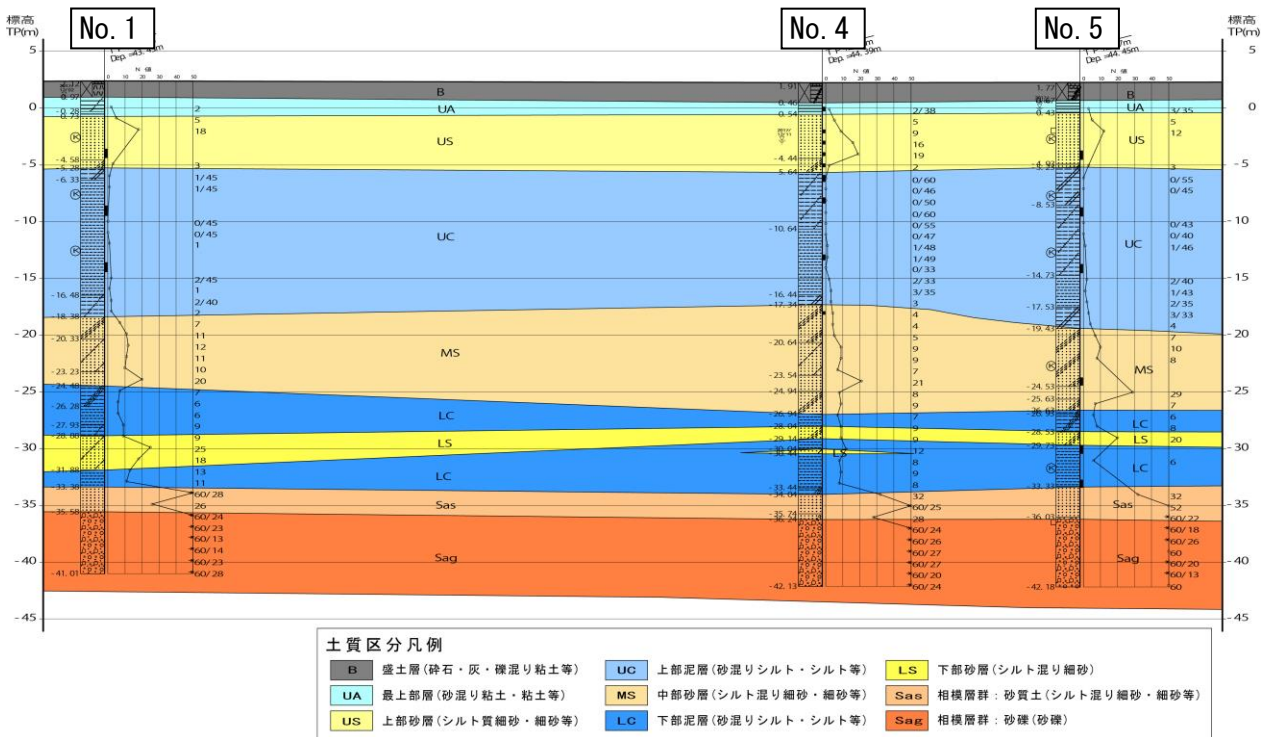


図9.3.1-3(2) 想定地質断面図 (断面 2)

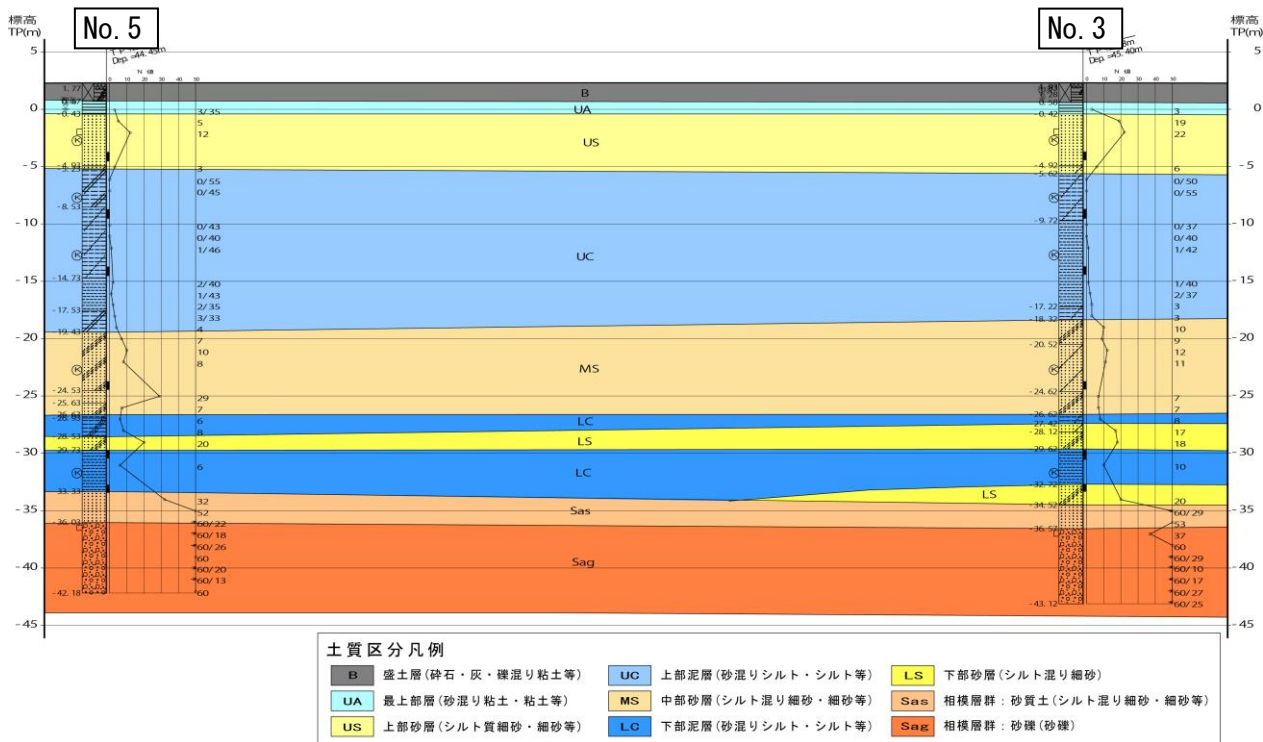


図 9.3.1-3(3) 想定地質断面図 (断面 3)

(ウ) 関係法令等による基準等

a 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（平成 19 年 1 月 （公財）鉄道総合技術研究所）

本マニュアルは、鉄道営業線の既設構造物に近接して実施される工事により地盤や既設構造物に想定外の変位や応力が発生し、列車の運行に支障を与える、あるいは構造物の安全性及び耐久性を低下させる等の有害な影響が生じないように、安全かつ合理的な近接施工の計画、調査、設計、施工並びに計測を行うための基本的事項を示すものである。

近接程度については、一般に特別な対策を必要としない無条件範囲（Ⅰ）、新設構造物の施工法による対策工を原則として実施するとともに既設構造物の影響度を検討した上で必要に応じて対策工を実施する要注意範囲（Ⅱ）、新設構造物の施工法による対策工は必ず実施するとともに既設構造物の影響度を検討した上で原則として対策工を実施する制限範囲（Ⅲ）に区分され、それに応じた対応が示されている。

b 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

(ア) 予測項目

予測項目は、掘削工事に伴う地盤の変位等とした。

(イ) 予測地域

予測地域は、計画地内とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、工事期間の中で地盤の変位等が最も大きくなると考えられる時期とし、地下壁やごみピット等を構築するための掘削、山留め等を行う時期とした。

(エ) 予測方法

計画地は鉄道（JR 東海道本線、JR 南武支線等）に近接し、掘削工事に伴う地盤の変位等により列車の運行に支障を及ぼす可能性がある。このため、都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアルに基づき、工事計画の内容から推定する方法とした。

(オ) 予測条件

本事業の掘削工事における近接程度の判定結果を図 9.3.1-4(1)～(3)に示す。

本事業は、民間から技術提案を求める性能発注方式により事業を進める計画であり、今後、施工方法等についての詳細な検討を行うこととしている。

本事業での掘削工事に係る基本的な考え方を以下に示す。

- ・施工方法は、敷地周辺の鉄道等に配慮し、掘削工事に先立ち仮設土留矢板等を施工する。その後、掘削を行い、アースアンカー等により山留めをした後、杭基礎等を含めた建築物を構築する。
- ・掘削深度が深いごみピット部分については、剛性や遮水性の高い山留め壁等を打設し、地盤を安定させる。さらに掘削工事の進捗に合わせ、山留め壁側面への土圧に対する補強を適切に行う。
- ・施工範囲の近接程度の判定区分に応じて、必要な新設構造物の施工法による対策工及び既設構造物防護工による対策工を実施する。
- ・工法の選定にあたっては、必要な地質調査を行い、その結果を踏まえた施工方法等の検討を行う。
- ・地下水等が多く発生する場合には、地下水ピットを設けるなどの対策を行う。

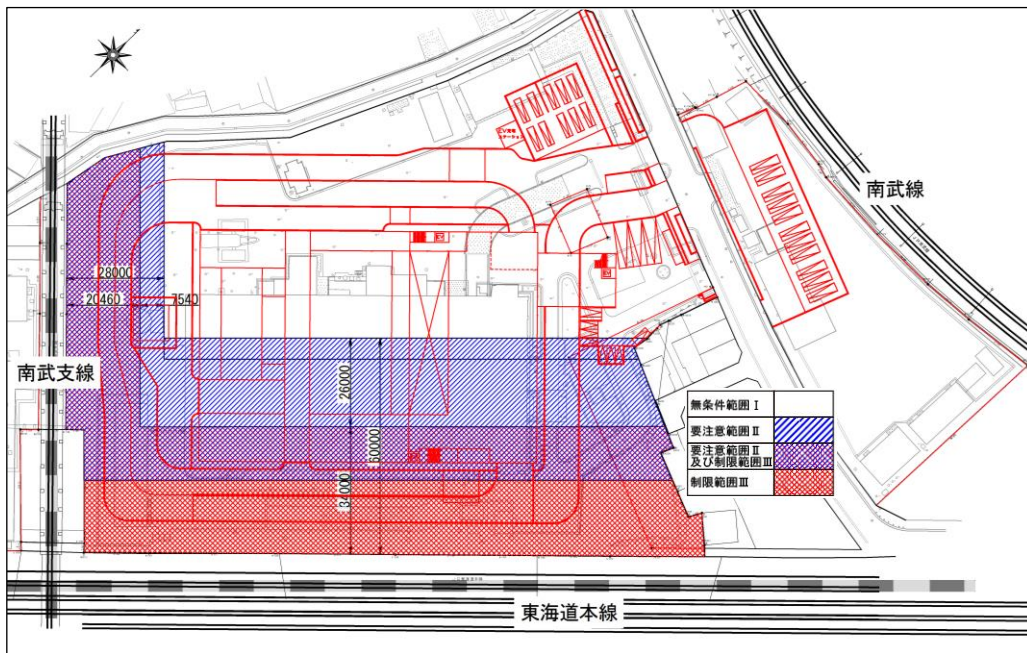


図9.3.1-4(1) 近接程度判定結果（平面図）

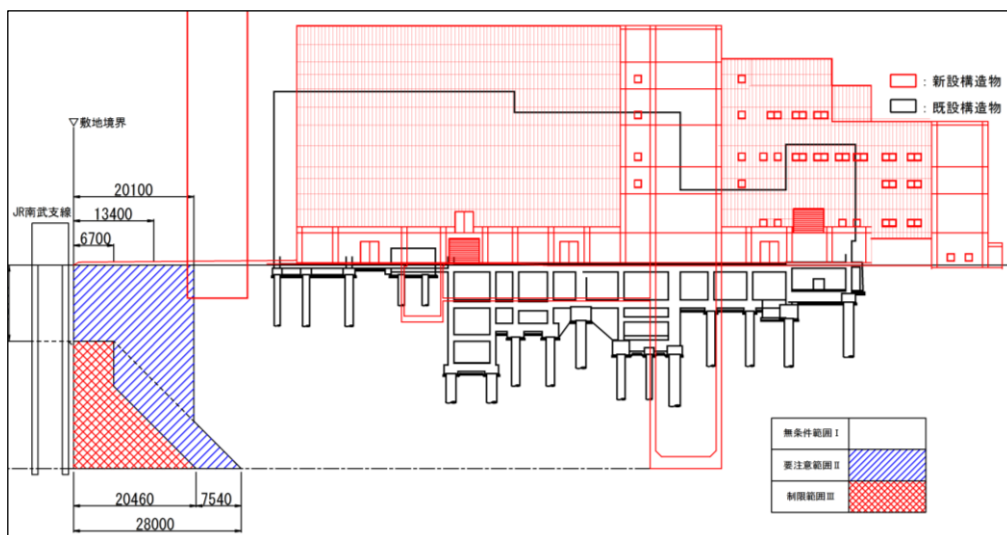


図 9.3.1-4(2) 近接程度判定結果（断面図 JR 南武支線側）

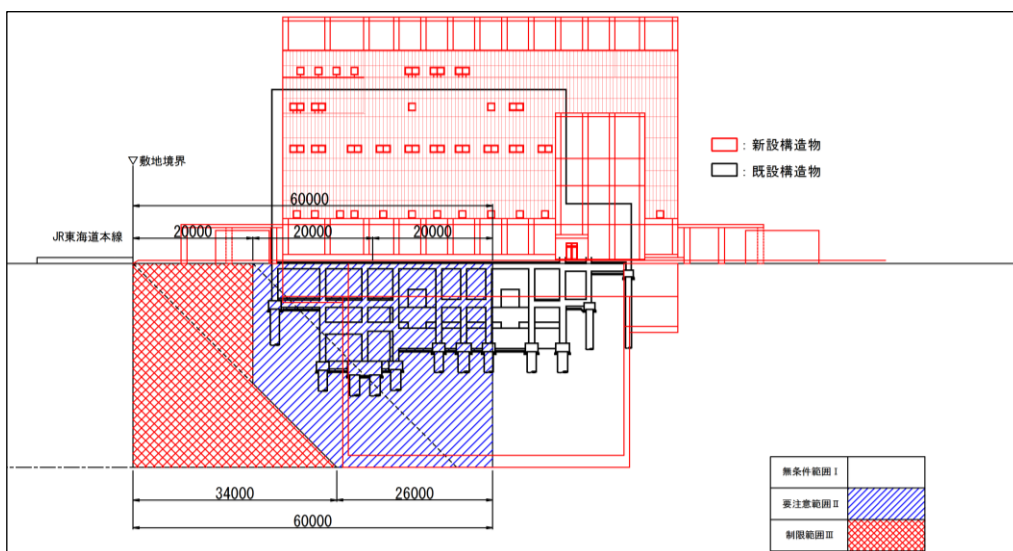


図 9.3.1-4(3) 近接程度判定結果（断面図 JR 東海道本線側）

(カ) 予測結果

本事業では、敷地周辺の鉄道等に配慮し、掘削工事に先立ち仮設土留矢板を施工する計画である。その後、掘削を行い、アースアンカー等により山留めをした後、杭基礎等を含めた建築物を構築する。また、掘削深度が深いごみピット部分については、剛性や遮水性の高い山留め壁等を打設し、地盤を安定させる。さらに掘削工事の進捗に合わせ、山留め壁側面への土圧に対する補強を適切に行うことにより、山留め壁の変形を抑制する。

また、これらの山留め工法は、建設工事や土木工事において一般的に採用されている工法であり、実施にあたっては、必要な地質調査を行い適切に施工することから、十分に安定性を確保できる。

以上のことから、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に影響を及ぼすことは少ないと予測する。

イ 環境保全のための措置

施設の建設に際しては、影響を回避するために、以下のような措置を講じる計画である。

- ・近接工事に先立って既設構造物の適切な許容変位量（設計値）を設定し、設計値の40%程度以下の変位量を管理値として、管理値以下となるように施工方法を検討する。
- ・工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて追加の対策を行う。

ウ 評価

本事業では、敷地周辺の住宅等に配慮し、掘削工事に先立ち仮設土留矢板等を施工する。その後、掘削を行い、アースアンカー等により山留めをした後、杭基礎等を含めた建築物を構築する。また、掘削深度が深いごみピット部分については、剛性や遮水性の高い山留め壁等を打設し、地盤を安定させる。さらに掘削工事の進捗に合わせ、山留め壁側面への土圧に対する補強を適切に行い、山留め壁の変形を抑制する。

これらの山留め工法は、建設工事や土木工事において一般的に採用されている工法であり、実施にあたっては、必要な地質調査を行い適切に施工することから、十分に安定性を確保できるため、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周

辺の地盤等に影響を及ぼすことは少ないと予測する。

さらに、工事期間中は、地盤の変位等について、定期的にモニタリングを行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価する。

4 土壌汚染

4.1 土壌汚染

計画地の土壌汚染の状況等を調査し、工事中における建設工事に伴う土壌汚染の影響の程度について予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

工事に伴う土壌汚染の影響の程度について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次に示す項目について調査を行った。

- (ア) 地歴の状況
- (イ) 土壌汚染の状況
- (ウ) 地形、地質等の状況
- (エ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法等

(ア) 調査地点

a 地歴の状況

調査地点は、計画地とした。

b 土壌汚染の状況

調査地点は、計画地及びその周辺とした。

c 地形、地質等の状況

調査地点は、計画地及びその周辺とした。

(イ) 調査期間・調査時期

a 地形、地質等の状況

現地踏査時期は、令和5年7月6日（木）とした。

(ウ) 調査方法

a 地歴の状況

過去の地形図等の既存資料及び堤根処理センター関係者へのヒアリングにより把握した。

b 土壌汚染の状況

「令和3年度 環境局事業概要－公害編－」（令和4年2月 川崎市）等の既存資料により把握した。

c 地形、地質等の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

d 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める土壌に係る環境基準
- ・「土壌汚染対策法」に定める指定区域の指定基準
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める土壌汚染に関する特定有害物質等
- ・「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 地歴の状況

計画地及びその周辺における旧地形図を図 9.4.1-1～3 に示す。

計画地のうち堤根敷地については、堤根処理センターの建設以前は田及び荒地であり、昭和 15 年にごみ焼却場である堤根清掃作業所 (22.5t/24h) が竣工し、その後、昭和 54 年 3 月に既存の堤根処理センター (600t/24h) が建設され、現在に至っている。

計画地のうち柳町敷地については、昭和 11 年以前は田及び荒地であり、昭和 19 年以降に事業用地 (金属加工業) として利用されていた。昭和 54 年には工場建屋は解体されて川崎市清掃局の駐車場として利用され、その後、平成元年以降は倉庫等が建設され、堤根処理センターの駐車場及び資源物等回収拠点として利用されている。

計画地における土壤汚染対策法に規定される特定有害物質等の使用等の履歴を表 9.4.1-1 に示す。

計画地では、土壤汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に規定される、以下の特定有害物質等の使用等の履歴が確認されている。なお、これまで計画地内において、特定有害物質等が漏洩した事実は確認されていない。

表9.4.1-1 特定有害物質等の使用等の履歴一覧

区分	堤根処理センター
特定有害物質等	・ 第一種特定有害物質：ベンゼン ・ 第二種特定有害物質：鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 ・ ダイオキシン類：ダイオキシン類 ^{注)}

注) ごみ焼却により、非意図的に生成。

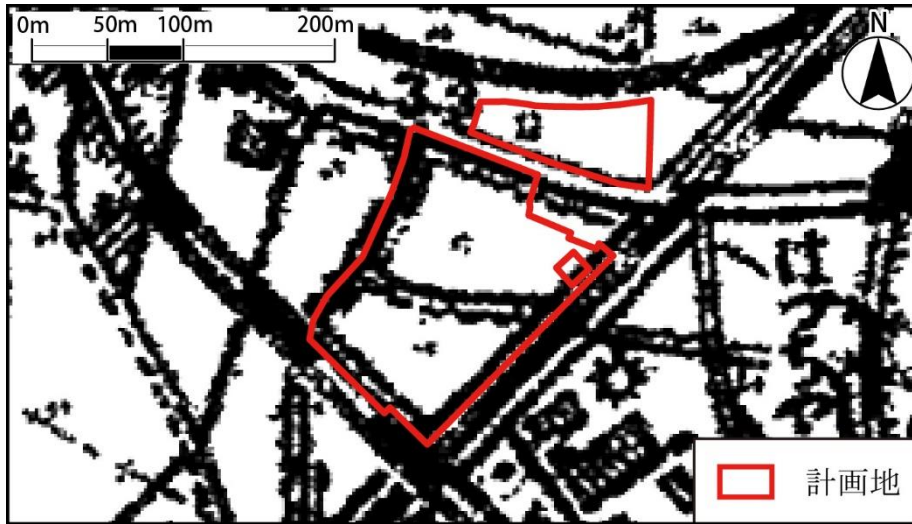


図9.4.1-1 計画地及びその周辺の地形図（1932年（昭和7年））



図9.4.1-2 計画地及びその周辺の地形図（1970年（昭和45年））



図9.4.1-3 計画地及びその周辺の地形図（1989年（平成元年））

(イ) 土壌汚染の状況

計画地内には「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく汚染区域に指定されている地点はなく、計画地周辺には、形質変更時要届出区域として川崎区日進町にある事業所敷地（日進町5番1、5番2の一部）が指定されている。

また、これまで計画地において、特定有害物質等が漏洩した事実は確認されていない。

なお、今後、既存の堤根処理センター解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、土壌汚染対策法等に基づき土壌調査を行うこととしている。

(ウ) 地形・地質等の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっている。

地質の状況については、計画地内の地表には表土及び粘土層がみられる。柳町敷地側では、表層の下にシルトや貝殻まじりシルト、砂などがみられ、堤根敷地側では、表層の下に腐食土まじり粘土などがみられる。

(エ) 関係法令等による基準等

a 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表9.4.1-2に示すとおりである。

表9.4.1-2 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

b ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壌に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壌に係る環境基準は、土壌中に含まれるダイオキシン類として1,000pg-TEQ/g以下とされている。

c 土壌汚染対策法に定める指定区域の指定基準

土壌汚染対策法に定める指定区域の指定基準として、表 9.4.1-3 に示すとおり定められている。

表9.4.1-3 土壌汚染対策法に定める指定区域の指定基準

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物(VOC))	クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	—
	四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	—
	1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること	—
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること	—
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること	—
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	—
	ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	—
	テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	—
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること	—
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	—
	トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	—
	ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	—
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	検液 1 Lにつきカドミウム0.003mg以下であること	土壌 1 kgにつきカドミウム45mg以下であること
	六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1 Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌 1 kgにつきふっ素4,000mg以下であること
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつきほう素1mg以下であること	土壌 1 kgにつきほう素4,000mg以下であること
	シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること	—
	チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	—
	チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	—
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—	

d 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に定める土壤汚染に関する特定有害物質等

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、土壤汚染対策法の特定有害物質 26 物質にダイオキシン類を加えた 27 物質が特定有害物質等として定められている。

e 汚染土壤の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.1 版）（令和 3 年 5 月 環境省）

本ガイドラインは、平成 22 年 4 月から改正土壤汚染対策法が施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者が当該対策法に基づき汚染土壤の運搬を行うにあたっての参考となる手引きとして、平成 22 年 7 月の暫定版公表後、必要に応じて改訂を進めているものである。このガイドラインでは、汚染土壤搬出時の届出、運搬に関する基準等を定めている。

f 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、環境基準設定物質については、「環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。」、特定有害物質等については、「人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。」、前述以外の物質については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 建設工事に伴う土壌汚染

(ア) 予測

a 予測項目

予測項目は、建設工事に伴う土壌汚染の影響の程度とした。

b 予測方法等

(a) 予測地域

予測地域は、計画地内とした。

(b) 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

(c) 予測方法

地歴の状況等の調査結果及び工事計画の内容（土壌の搬出の有無、土壌汚染が確認された場合の処理対策等）から推定する方法とした。

(d) 予測条件

既存の堤根処理センターの解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、土壌調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。なお、その際に土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づく適切な手続きを実施のうえ、汚染土に配慮し、施工するものとする。

具体的には、土壌汚染対策法等に則った以下の措置を実施する計画である。

- ・工事に際しては、計画地の場外に搬出する土壌は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬にあたっては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）」（令和3年5月 環境省）を遵守する。
- ・場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じる。
- ・場外処理を行う場合は許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・汚染土の搬出を行う場合はシートで覆う等の運搬に関する基準を遵守する。

c 予測結果

既存の堤根処理センターの解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、土壌調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。なお、その際に土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づき、運搬にあたっては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）」（令和3年5月 環境省）を遵守する。これらから、適切な汚染土の処理・処分を行うものと予測する。

(イ) 環境保全のための措置

施設の建設に際しては、土壌汚染が確認された場合には、その影響を回避するために、以下のような措置を講じる計画である。

- ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界付近に仮囲いや防じんネット等を設置し、必要に応じて、散水やシート掛け等を行う。
- ・汚染土が確認された範囲での、既存施設の地下構造物の解体にあたっては、搬出するコンクリートがら等を搬出前に洗浄する。
- ・汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。
- ・事後調査項目として、土壌汚染を選定し、今後実施する土壌調査の結果を明らかにするとともに、汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等に基づき適切な措置を講じるとともに、その結果を報告する。

(ウ) 評価

本事業では、既存の堤根処理センターの解体・撤去及び計画施設の建設に先立ち、土壌調査を行う。その際に土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づき、運搬にあたっては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.1版）」（令和3年5月 環境省）を遵守する。これらから、適切な汚染土の処理・処分を行うものと予測する。

さらに、本事業では、汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。